

# 平成19年度実績評価書要旨

担当部局名：  
 医薬食品局食品安全部企画情報課  
 企画情報課国際食品室  
 企画情報課検疫所業務管理室  
 基準審査課  
 基準審査課新開発食品保健対策室  
 監視安全課  
 監視安全課輸入食品安全対策室

評価実施時期：平成 19年 8 月

<p>施策名</p>	<p>食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること  (Ⅱ-1-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け  基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策目標1 食品等の安全性を確保すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>食品の安全性の確保のために、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護等を図るもの。</p>	
	<p><b>【評価結果の概要】</b>                  (施策目標の評価)                  大規模食中毒(食中毒患者数500名以上)については、過去(平成13年から17年)5年間の平均件数は2.2件であるが、平成18年には6件発生しており、過去5年間の発生件数の平均を上回った。これらは全て平成18年末に発生が急増したノロウイルスによる食中毒であり、原因施設は仕出屋及び給食等の大量調理施設であった。今後は、特に食品の衛生的な取扱いについての普及啓発等を強化し、大規模食中毒の発生件数を未然に防止することが必要である。                  モニタリング計画に基づくモニタリング検査の達成率については、平成14年度から100%を超えており、検査を通じて、違反食品の発見とともに輸入時検査の強化及び輸入者に対する適切な指導を実施し、食品の安全性を確保していると評価できる。                  ポジティブリスト制度は、平成18年5月29日から施行されたが、平成18年度には9品目の基準見直しを図ったところであり、着実に制度の整備・運用が行われていると評価できる。今後とも、制度に関してより一層の周知徹底を図るとともに、効率的な試験法整備や残留基準の設定を継続的に進める必要がある。                  健康食品等に関する健康被害の防止については、虚偽誇大広告等不適正表示の防止に関する普及啓発を行うことにより、広告に関して事業者からの自発的な事前相談を促すと同時に、違反事例の集積が図られ、より適切な監視指導が可能になるものであるが、現段階では、個別目標における目標も達成されており、施策目標の推進に向けて一定の進展があったと評価できる。                  平成18年3月に策定された食育推進基本計画において、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合を平成22年度までに60%以上にするという目標が掲げられているが、これを実現するためには、国民との意見交換や国民に対する情報提供をこれまで以上に幅広く、効果的且つ継続的に行っていく必要がある。平成15年度から開始した意見交換会は、開催回数、参加人数とも年々増えており、テーマも幅広く開催しており、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合は着実に増えており、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)                  施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p>	

施策に関する  
評価結果の概  
要と達成すべき  
目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	大規模食中毒の発生件数(単位:件) (過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度)	6	2	0	2	6
2	モニタリング検査達成率(単位:%) (100%/毎年度)	117	104	103	102	102
3	ポジティブリスト制度(農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則として禁止する制度)の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数(単位:品目数) (ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のすべて/-)	-	-	-	-	9
4	健康食品等に関する健康被害報告数(単位:件) (過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度)	193	89	45	39	15
5	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(単位:%)(60%以上/平成22年度)	-	-	-	-	-
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、「食中毒統計」(医薬食品局食品安全部監視安全課調べ)による(平成18年については速報値)。 ・ 指標2は、「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」(医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室)による。 ・ 指標3は、医薬食品局食品安全部基準審査課の調べによる。 ・ 指標4は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室の調べによる。  ※ 指標3については、平成18年5月29日に制度が施行したため、平成17年度までの集計はない。 ※ 指標5については、食育推進基本計画が平成18年3月31日に決定されたところである。現在のところ調査は行っていないが、平成21年度頃に内閣府食育推進室が調査を行う予定である。						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)